

消防予第 622 号
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：四維、馬場、畑澤
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(用語の定義)

「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）

「改正令」・・・・・・・・・・消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号）

「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

「改正規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号）

問1 スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、事務作業を行うスペースを確保するため、可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）を設けることにより、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

- (1) 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。
- (2) 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。
- (3) 可動式ブース外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。
- (4) 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号）に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）を設置することにより、当該ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。
- (5) 当該住宅用下方放出型自動消火装置については、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期的の実施され、適切に維持管理されていること。

(答)

差し支えない。

なお、可動式ブースの設置に当たっては、以下の点に留意し、指導されたい。

ア 可動式ブースが防音設備等により、当該ブース外の音響が聞き取りにくいと認められる場合は、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成20年8月28日付け消防予第200号）第1.2(1)及び(2)に基づき、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備のスピーカーの警報音と、他の警報音又は騒音を明らかに区別して聞き取ることができるように、音圧の確認等を行うこと。

イ 避難上支障とならない場所に設置すること。

問2 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーからの水平距離が8メートルを超える場所に、事務作業を行うスペースを確保するため、可動式ブースを設けることにより、当該ブース内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよいか。

- (1) 可動式ブース内における音圧が65デシベル以上となることが確認できること。
- (2) 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。
- (3) 可動式ブース内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。

(答)

お見込みのとおり。

問3 「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、改正令による改正後の令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」に含まれないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問4 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、改正規則による改正後の規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱ってよいか。

- (1) グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）
- (2) グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

(答)

お見込みのとおり。なお、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱説明書等により確認することができると考えられる。

○消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知) (平成30年11月2日)

【問3】「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、改正令による改正後の令第10条第1項第1号に規定する「火を使用する設備又は器具」に含まれないと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

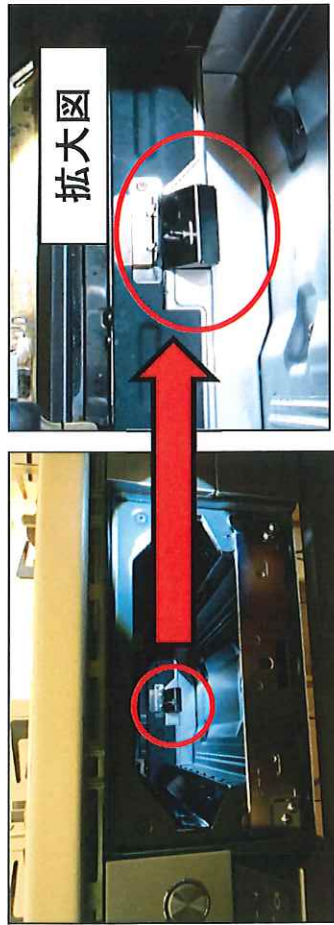
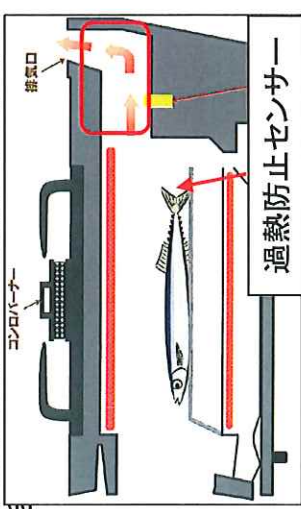
【問4】家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、改正規則による改正後の規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱ってよいか。

- (1)グリル過熱防止機能(グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)
- (2)グリル消し忘れ消火機能(グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)及び炎あふれ防止機能(グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能)

(答)

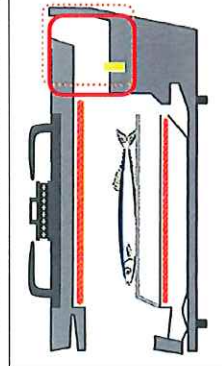
お見込みのとおり。なお、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱説明書等により確認することができると思われる。

○グリル過熱防止機能
グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能



○炎あふれ防止機能

グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能



防炎パイプ等の金属製部品により、炎の温度を下げ、炎あふれを防止する。

○自動消し忘れ消火機能(目で確認できない)

グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能



型式
番号

メーカー名

○取扱説明書が無い場合は、家庭用ガスコンロのメーカー・型式番号等を確認することができれば、インターネット上に公開されている当該ガスコンロの取扱説明書により機能の有無を確認する等の方法が考えられる。